

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第44号）（総務局人事部給与課）

諸般の状況により、次のとおり、現在実施している市長、助役、収入役及び常勤の監査委員の給与の減額措置について、その期間を延長することとしました。

1 給料及び調整手当

改正前	改正後
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	平成16年4月1日から平成18年3月31日まで

2 期末手当

改正前	改正後
平成16年6月及び同年12月に支給するもの	平成16年6月から平成17年12月までの間に支給するもの

この条例は、平成17年3月25日から施行することとしました。

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第44号

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」
に改める。

第3条中「及び同年12月」を「から平成17年12月までの間」に改める。

附則第2項中「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(総務局人事部給与課)